



Title	高麗前・中期における王室の親族構造と王室封爵制の運営原理
Author(s)	黄, 香周; 高, 大成
Citation	東アジア諸地域における王室儀礼比較史のための国際的研究基盤の構築 王室儀礼関連翻訳論文／調査報告. 2025, p. 90-111
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/100673">https://hdl.handle.net/11094/100673</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 高麗前・中期における王室の親族構造と王室封爵制の運営原理

黄香周

## 目次

- I 序論
- II 高麗前・中期における王室封爵の体系と授与原則
- III 法制的王室の親族構造と可変的親属関係網
- IV 結論

キーワード：王室封爵制、宗室内婚、諸王、親族構造、総系、一次親戚、二次親戚

## I 序論

王室封爵制とは、国王が容認した家族の範囲を公的に承認する制度である。国王を中心 に広がる親属関係網になんらかの境界線を引き、王朝社会における最上位の政治的・社会的な特権層を画定することが、王室封爵の核心といえる。封爵を通じて、国王とその家族との私的関係が公的関係に転換するのである。

建国直後、高麗で王室の公的地位や特権を規定するために考案されたのは、宮院を中心 に王室構成員を配属した後、宮院名に基づく公式称号を付与する制度であった。高麗初、王室の男性は、主に父母または妻の宮院名に「君」を付け加えた「黃州院君」「興与宮大君」「千秋殿君」等に編制され<sup>1</sup>、王室の女性は、新羅時代から高貴な女性に対する公式称号として用いられてきた「夫人」<sup>2</sup>と宮院名を組み合わせた形式の「黃州院夫人」「慶華（和）宮夫人」「千秋殿夫人」等に編制された。宮院名は、王室構成員の血縁や婚姻による帰属関係を反映しており、帰属の原則は父辺・母辺・妻辺〔訳注：父方・母方・妻方とほぼ同義〕を併せるという点で総系的（cognatic）<sup>3</sup>であった。したがって、宮院名に基づく編制は、

<sup>1</sup> 黄香周「高麗太祖～穆宗代王室の編制－王室男性の「太子」・「君」称号を中心として」（『韓国中世史研究』七一、韓国中世史学会、二〇二二年）一九一～一九六頁。太祖の王子たちは母后的宮院名に「君」をつけた形式の公式称号を生前に使うのが一般的であったが、太祖の王孫にいたると、国王の実子の場合は独自の宮院を所有し、その宮院名に君をつけた公式称号が付与されたとみられる。代表的な例として、惠宗の王子である興化宮君や定宗の王子である慶春院君が挙げられる。

<sup>2</sup> 李炫珠「新羅上古時期「夫人」称号の受容とその意味」（『歴史と現実』八六、韓国歴史研究会、二〇一二年）、李炫珠「新羅中古時期における王室女性の称号－「蔚州川前里書石」銘文を中心として」（『新羅史学報』二七、新羅史学会、二〇一三年）参照。

<sup>3</sup> 総系（cognatic descent）は未分化出系（filiation indifférencié）とも翻訳される。血統の帰属原理を意味する出系は、大きく分化出系と未分化出系に分かれ、分化出系の下位範疇に父系・母系・二重出系

高麗固有の社会文化的基盤から導出された始原的な王室封爵として理解できる。

光宗〔訳注：高麗第四代王。在位九四九～九七五年〕代以降、高麗では典範と位置づけられていた唐制を導入して国内の政治体制を整備するとともに、これに基づいて東アジアの国際秩序に参入するために共通の言語や文化を確保しようと試みられた。王室の編制も、長期間にわたる体制整備の過程で改変された。中国の封爵制を導入しながらも、高麗の社会文化的基盤に合わせて調整しようとする創造的な変容の過程が伴い、その結果、王室の男性に対しては文宗〔訳注：高麗第一代王。在位一〇四六～一〇八三年〕代を起点に公・侯・伯、司徒・司空という階層化した高麗特有の王室封爵制が適用された<sup>4</sup>。

高麗前・中期における王室封爵制の体系とその特質については、先学の研究を通じて十分に究明されてきた。先行研究では、『高麗史』に散見される封爵に関する規定を比較検討し、爵位の階層秩序や封爵にともなう特権などが考察された<sup>5</sup>。さらに、高麗前・中期の王室封爵制が中国、とりわけ唐の制度から多大な影響を受けており、高麗を「皇帝国」として表象化する要素を含んでいたという意見も出された<sup>6</sup>。

依然としてさらに解明する必要のある問題は、前・中期の王室封爵制の具体的な運営原理についてである。高麗の体制を総括した法典や典章書が残っていないため、高麗が国王の親属の中でいかなる範囲まで封爵の対象としたのか、誰にどのような封爵を授与したかを明らかにするためにはさらなる検討が必要であった。

高麗前・中期における王室封爵制の運営原理の解明にあたって、重要な手がかりを提供

---

(複線出系 double descent、bilineal descent) が存在する。人類学者のシンインチヨルによると、未分化出系は「親族集団の成員権、地位、特権などの継承や財産の相続において、男性と女性が区別・分化されない体系」を意味する (シンインチヨル『韓国の社会構造－未分化社会から父系社会へ』文徳社、一九九五年、一一～四七頁)。かつて、韓国史学界では総系と相通じる概念として「両側的親属 (bilateral kindred)」という用語が考案された (盧明鎬「高麗社会の両側的親属組織研究」ソウル大学校博士論文、一九九八年を参照)。

<sup>4</sup> 黄香周「高麗前・中期における王室封爵制の導入と変容」(『歴史と現実』一二七、韓国歴史研究会、二〇二三年) 三〇～三九頁。高麗時代の司徒・司空は太尉とともに「三公」と総称された。実際、公・侯・伯、司徒・司空体系の定立初期には、王の孫を太尉にした記録も確認できるため、公・侯・伯、三公体制と命名するのが最も正確であるが、最初で最後に太尉に除授された王璡(平壤公王基の長男)を除くと、公・侯・伯の息子で太尉になった事例は確認されないため、本稿では「司徒・司空」という表現を用いる。ちなみに、『高麗史』宗室伝の序文には、高麗王室が「幼き者を司徒・司空と為す」と記されており、先行研究でも王室構成員を対象に単独職として除授されるのは、次第に司徒・司空に限られていったと理解している (金基徳『高麗時代封爵制研究』青年社、一九九八、七九頁注三八を参照)。

<sup>5</sup> 河炫綱「高麗食邑考」(『歴史学報』二六、歴史学会、一九六五年)、金基徳『高麗時代封爵制研究』前掲書、崔貞煥「高麗時代封爵制の成立過程と整備」(『韓国中世史研究』一四、韓国中世史学会、二〇〇三年)。

<sup>6</sup> 黄雲龍「高麗諸王考」(『高麗閥族研究』東亜大学校出版部(改訂版)、一九八九年)、金基徳、前掲書。

したのが黄雲龍である。高麗時代の諸王の実体についての研究において、顯宗〔訳注：高麗第八代王。在位一〇〇九～一〇三一年〕代に最初の諸王が登場したこと、諸王の資格は王室の婚姻文化と深い関係をもっていたことを明らかにした。王の孫よりも「駙馬」あるいは「妃父」の資格が優先したという氏の指摘は、その後発表された研究成果を考えると非常に鋭いものであった<sup>7</sup>。

黄雲龍のあとをうけて金基徳は、『高麗史』宗室伝に収録された人物の初封・進封の事例を追跡する帰納的接近法を通じて、前・中期の王室封爵制の運営原理の大枠を明らかにした。この研究は、高麗の王室封爵が一括的な世代数を基準にして相続される「帰属地位」ではなく、国王の直系家族との通婚によって獲得される「成就地位」であることを明らかにした点で大きな研究史的意義をもつ。金基徳によると、高麗時代においては王室・官僚を問わず封爵は相続されなかつたが、宗室の公・侯・伯の息子や婿は、正一品の名誉職である司徒・司空に除授されて官僚体制内の最上階の地位を占めるとともに末端の諸王として存在した。司徒・司空は、「近親婚」という特徴的な婚姻慣習によって婚姻を通じて国王の婿または妃父にその親属地位が変わると、各々伯や侯に初封されて王室の爵位体系に編入されえた<sup>8</sup>。

本来、高麗が参照した唐あるいは宋初の制度では、皇室構成員の親族集団内の地位によって封爵しうる爵位の等級、爵位継承の原則などが「封爵令」として明文化されていた<sup>9</sup>。一方、先行研究で明らかになった通り、高麗は封爵の体系とその運営原理を全面的に改変して唐・宋とは「別個の」制度を作り上げた。高麗が中国の封爵制を初めて導入してから、公・侯・伯、司徒・司空よりなる王室封爵制の体系を完成するまでには、百年近くの長い年月がかかった。このように高麗が中国の封爵制を導入したにもかかわらず、封爵令を援用せずに様々な試行錯誤を繰り返しながら制度を調整せざるをえなかつた根本的な原因是どこにあったのだろうか。その答えは、高麗の親族構造(structure of kinship and marriage)に見出しうる。

王室は、王朝社会の最高権(Sovereignty)を排他的に保持する政治集団であるとともに、最高権の行使者であり最高権の顯現である国王の家族という二重の属性を持つ。おおよそ歴史学界の王室研究において後者についてはあまり注目されることがなかつたが、王室の動向を決定的に左右するのは「家族」としての属性であるだけに、両者は均等に扱われる必要がある。ここで特記すべきは、家族の範囲や同一家族としての権利および義務に対する

<sup>7</sup> 黄雲龍、前掲論文、二七〇～二八一頁。

<sup>8</sup> 金基徳、前掲書、七六～一一一頁。

<sup>9</sup> 仁井田陞編「封爵令一」(『唐令拾遺』東京大学出版会(覆刊)、一九六四年)、『唐六典』卷二「尚書吏部司封郎中」、『通典』卷一九・職官一「封爵」、卷三一・職官一三「王侯總敘」、『宋史』卷一六九・志一二・職官九「爵」、卷一七〇・志一二三・職官一〇「雜制」。

る社会的合意が、時代・空間によって大きく異なるという点である。つまり、王室はその社会文化的基盤から自由たりえない存在である。王室を規定する各種の制度も、家族を定義する当時の制度や慣習の影響のもとに置かれざるを得ない。

かかる問題意識のもと、本稿では高麗の社会文化的な特性が前・中期の王室封爵制の運営原理に及ぼした影響を具体的に究明する。II章では、中国の父系宗法秩序を投影した唐宋の封爵制が、高麗の総系的社会構造と衝突しながら新たな制度に転換する過程を追い、司徒・司空という曖昧な、あるいは「異常な」「爵位」が高麗で考案された背景を考察する。III章では、高麗前・中期の王室封爵制の適用対象およびその範囲を全体的に見渡した上で、人類学の理論を取り入れて高麗王室の親族構造を考察し、図式化する。さらに、「宗室内婚」<sup>10</sup>という高麗王室の特有の婚姻文化が、王室封爵制の運用過程で重要な変数になった状況に焦点を当てて分析する。

## II 高麗前・中期における王室封爵の体系と授与原則

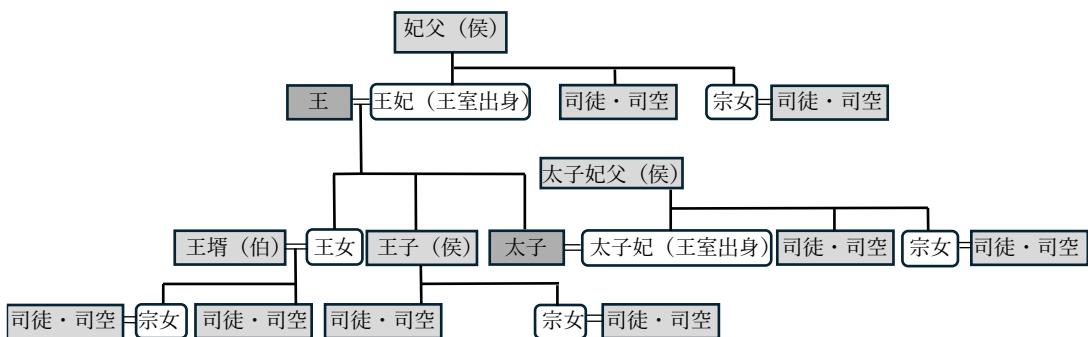
高麗時代の王室封爵の対象となる親属の範囲、封爵の継承などに関する法規は、後世に伝っていない。高麗当代にそのような法規が果たして存在したのか否かさえ明らかでない。『高麗史』宗室伝の序文や李齊賢〔訳注：高麗の文臣、学者。一二八七～一三六七年〕の『益斎乱藁』所収の「宗室伝序」には、「高麗は親にしてかつ尊きもの〔親且尊〕を公、その次を侯、疎なるを伯、幼きものを司徒・司空にした」と記されている<sup>11</sup>。これによると、高麗王室の封爵は「親」「尊」「疎」「幼」のような曖昧な基準に基づいて行われたといえる。そうであるとすると、高麗当代に王室封爵の「原則」は存在したであろうが、唐のような明文化した「規定」は存在しなかった可能性もある。元服属期に入ると多くの制度が消滅したり変質したが、封爵制そのものは忠宣王〔訳注：高麗第二六代王。在位一二九八、一三〇八～一三一三年〕が復位するまでなお存在しており、李齊賢は忠烈王〔訳注：高麗第二五代王。在位一二七四～一三〇八年〕代にすでに官僚生活を始めていた<sup>12</sup>。もし、王室封爵に関する法規が存在したならば、李齊賢の記録にはその痕跡が残ったであろう。

<sup>10</sup> 本稿は、人類学の「内婚 (endogamy)」概念を導入したが、その内婚の対象となる集団を明確にするために高麗当代の史料に表れる「宗室」の用例に注目した。高麗中期に作成された「高麗国[宗][室]処女王氏墓誌銘」では、公・侯・伯、司徒・司空から派生した基本家族 (elementary family。核家族、夫婦家族) までが「宗室」と総称されており、「宗室」が内婚単位の下限線だったことを確認できる。これに関する詳細な分析については、黃香周「一〇～一三世紀高麗王室の構造と編制」(ソウル大学校博士學位論文、二〇二二年) 第三章第一節を参照。

<sup>11</sup> 『高麗史』卷九〇・列伝三・宗室一「高麗封宗室之親且尊者曰公、其次爲侯、疎者爲伯、幼者爲司徒・司空、摠稱曰諸王」。『益斎乱藁』卷九下・序「宗室伝序」。

<sup>12</sup> 『高麗史』卷一一〇・列伝二三・諸臣・李齊賢。

史料の限界により、先行研究では高麗時代の王室封爵の原則とその授与範囲という問題に、帰納的な研究方法から接近するしかなかった。金基徳は、宗室伝に入伝した人物一人ひとりの膨大な封爵事例を分析することで、高麗王室の編制を理解するための重要な端緒を提供した。氏が明らかにした高麗時代の王室封爵の原則は、次の通りである。第一、王子は侯、王女の配偶者である王婿<sup>13</sup>は伯を初封として授けられた。第二、公は初封としては授けられず、侯あるいは伯から段階的に進封された者に授与された。第三、国王や太子の妃父も侯に封爵された。第四、公・侯・伯の息子や婿には司徒・司空が除授された<sup>14</sup>。通説によって明らかになったこれらの原則を図式化すると、次の〔図1〕の通りである。



〔図1〕高麗時代の王室封爵（初封）授与原則に関する通説

近年、筆者は、高麗が親王（および嗣王）・郡王・国公・郡公からなる唐宋の皇室封爵制を導入するとともに、いかなる過程を経て公・侯・伯、司徒・司空という階層化した王室封爵制を創出し、その過程でどのような要素を考慮したのかを分析した研究結果を発表した。そこでは、王室出身としては初めて三公や伯を授与された王璡・王琚（理）、樂浪伯王瑛の実例を通じて、文宗・宣宗〔訳注：高麗第一三代王。在位一〇八三～一〇九四年〕の在位期、王室のどのような親属を念頭に置いて三公職や伯爵が考案されたかを検討した。文宗は、同母弟である平壤公王基の二人の息子である王璡・王琚を王室の爵位体系から排除したままそれぞれ太尉・司空などの三公職にして、侯に冊封された兄靖宗〔訳注：高麗第一〇代王。在位一〇三四～一〇四六年〕の王子たちや自身の王子たちと差別化した。宣宗は文宗が考案した伯爵を、宗男出身で王女と婚姻した王瑛の初封として活用し、王子出身の王婿と宗男出身の王婿との血統上の差異を爵位で表した<sup>15</sup>。〔図1〕と比べてみると、かかる初封の実例は、通説の説く王室封爵の大原則と相通する。すなわち、一一世紀の文宗・宣宗の治世を経て、公・侯・伯の爵位は歴代国王の子女世代に限り、孫世代になって

<sup>13</sup> 元服属期以前に高麗王女の配偶者を「駒馬」と称した事例は確認できない。したがって、本稿では王女の配偶者を王の婿という意味の「王婿」と称する。

<sup>14</sup> 金基徳、前掲書、七六～九七頁。

<sup>15</sup> 黄香周「高麗前・中期における王室封爵制の導入とその変容」（前掲誌）三四～三九頁。

三公職を除授するという王室封爵制の基本骨格が確立したことを確認できる。

上記の分析結果は、高麗王室における封爵授与の最も決定的な基準が血統であったことを示す。基本的に歴代国王の子女世代に当たる人物が公・侯・伯の爵位体系に入ることができ、そのうち血縁上の親疎関係および年齢・世代によって公・侯・伯が区分された。王子は侯から、王女を媒介として歴代国王の子女の列に加わった王婿は伯から始まり、年齢や世代によって侯を経て公に進封された。

王婿に伯を初封して王子らと区分したのは、男女差別意識の発露ではなく、封爵当事者である王婿の血統が王子とは異なった点に起因する。文宗の長女・積慶宮主が婚姻するまでは、高麗王室では異母兄弟婚が好まれて王子が王婿となる状況が頻繁に発生したが<sup>16</sup>、王室内での異母兄弟婚が否定されたため、文宗の次女・保寧宮主以後は従兄弟以上の関係から配偶者を選んだ。その結果、多くの王婿は歴代国王の孫以下の世代から選ばれた。高麗初以来、国王の実子と孫とは血統の権威において明らかな差異が存在すると認識されたため<sup>17</sup>、血統の差異はそのまま爵位の階層につながった。

公・侯・伯の息子や婿は、司徒・司空に除授された<sup>18</sup>。彼らの多くは歴代国王の孫世代に当たるが<sup>19</sup>、爵位体系の外部に存在して三公職を単独職として受けられた。しかしながら、高麗では公・侯・伯や司徒・司空を総称する「諸王」という称号が用いられ、司徒・司空までが「法制的王室」であることを明確にした<sup>20</sup>。王室の法制的地位に伴う各種の特権、代表的には宗室禄にも司徒・司空分が策定されていた<sup>21</sup>。司徒・司空そのものは爵位ではなかったが、高麗では司徒・司空を王室封爵制の末端に位置づけて「爵位化」したのである。

諸王と称されてはいたが、司徒・司空という地位の性格は曖昧なものであった。王室構成員の三公職は「爵位化した官職」にすぎず、爵位体系の中に存在してはいなかった。通説

<sup>16</sup> 文宗の王女・積慶宮主の配偶者は、文宗の王子・扶餘侯王瑛である。二人の婚姻が決定した時、辰韓侯王愉を始めとした多くの文宗の王子たちが異母兄弟婚を「同姓婚」と規定して反対した（『高麗史節要』卷六・宣宗思孝大王三年二月）。宣宗は反対を押し切って積慶宮主の婚姻を成立させたが、保寧宮主の配偶者を探すときには以前の経験を省みて従弟である王瑛を選ぶこととなった。その後、高麗王室において異母兄弟婚はなされなくなる。

<sup>17</sup> 黄香周「一〇～一三世紀高麗王室の構造と編制」（前掲博士論文）第一章第一節を参照。

<sup>18</sup> 金基徳、前掲書、六七～七五頁。

<sup>19</sup> 公・侯・伯の娘である宗女は、自分と同じ血統的権威をもつ司徒・司空世代の男性を配偶者として迎えるか、それより上位の公・侯・伯と婚姻した。高麗王室の内婚規範により、王女や宗女たちの外婚は厳しく統制された（黄香周「一〇～一三世紀高麗王室の構造と編制」前掲博士論文、第三章一節を参照）。

<sup>20</sup> 『高麗史』卷九〇・列伝三・宗室一「高麗封宗室之親且尊者曰公、其次爲侯、疎者爲伯、幼者爲司徒・司空、摠稱曰諸王」。

<sup>21</sup> 『高麗史』卷八〇・志三四・食貨三・宗室禄「文宗三十年定、四百六十石十斗【公】、四百石【侯】、三百五十石【尚書令】、三百石【守太尉侯】、二百四十石【守司徒・司空伯】、二百二十石【司空】」。

によると、高麗当代の人々は公・侯・伯を「封」という動詞と結合した一方で、司徒・司空の任命時には「授」あるいは「為」という動詞を用いて前者と区分し<sup>22</sup>、両者の属性が本質的に異なっていることを表した。しかし、高麗初から宗親は仕官の対象ではなくなり、「宗親不仕」は古代と中世王室とを決定的に区分する重要な原則であったため<sup>23</sup>、諸王の範疇に含まれる三公を一般的な官職とみなすこともできない。

本来、三公とは三師（大師・太傅・大保）とともに天子の師匠であり參謀にあたる周の太師がその淵源であり、漢代にいたるまで軍政・民政などを総括する実職であった。隋・唐にいたって三省六部制を主軸にした中央官制が確立すると、古代の遺産である三師・三公は名誉職に転換し、唐代には主に親王を対象に除授された<sup>24</sup>。唐制を参照した高麗も、三省の長官である中書令・門下侍中・尚書令を従一品、三師・三公をその上位の正一品として、中書令や三師・三公は実務に携わらない名誉職とした<sup>25</sup>。端的な例として、高麗後期の武臣執權者である崔怡〔訳注：高麗の武臣。？～一二四九年〕は、外孫の金収を司空にし、庶子の崔沆と金収との衝突を未然に防いだと伝えられる。『高麗史』には、司空は諸王にのみ付与される高位職ではあるものの実権がなかったため崔怡が金収を司空に除授したのである、という説明が加えられている<sup>26</sup>。つまり、王婿となって国王の子女に列した一部の人物を除くと、歴代国王の孫世代は爵位と官職との境界にとどまり、この曖昧な地位を通じて国王との血統上の距離を表していたと理解できる。

官職体系の最高位名誉職を王室封爵制の周辺部に配置し、公・侯・伯から派生した王室子孫をその対象とした点は、高麗の王室封爵制の重要な特徴として挙げられる。かかる制度が確立した根本原因是、高麗の封爵制が爵位の世襲を認めなかつたことにある。世襲不可の原則は、高麗の封爵制全般にわたって一貫して適用され、血縁を根拠に父祖の爵位を

---

<sup>22</sup> 金基徳、前掲書、六六～六七頁。

<sup>23</sup> 金成俊「宗親府考」（『史学研究』一八、韓国史学会、一九六四年）、黃香周「一〇～一三世紀高麗王室の構造と編制」（前掲博士論文）二二～二八頁。

<sup>24</sup> 権寧国「高麗時代の三師と三公」（『崇実史学』三六、崇実史学会、二〇一六年）八七～八八頁。

<sup>25</sup> 『高麗史』卷七六・志三〇・百官一・三師三公、門下府。邊太燮「高麗宰相考—三省の権力関係を中心にして」（『歴史学報』三五・三六、歴史学会、一九六七年）一一二～一八頁、権寧国、前掲論文、九〇～九二頁。

<sup>26</sup> 『高麗史』卷一〇一・列伝一四・諸臣・金台瑞附金収。高麗後期になると武臣執權者たちが実権を握って王室と通婚するようになったことで、従来の王室の伝統は少しづつ毀損されていった。熙宗の王女・徳昌宮主と崔忠獻の子・崔溥の婚姻がその代表的な事例として挙げられる。高麗建国以来、王女は「宗室内婚」規範に強く拘束されていたが、熙宗が崔忠獻により廢位された後に自力救済対策の一環として崔溥と王女との婚姻を推進したため、こうした伝統に大きな亀裂が生じた。金収が司空に除授されたことも同様な脈絡で理解するべきである。金収が司空に昇ることができた根本的原因は、彼が神宗の孫娘と婚姻したことと公・侯・伯の婿の地位を獲得したところにある。

世襲することがなかった官僚と同様に<sup>27</sup>、王室構成員も世襲によって公・侯・伯の爵位に進むことはなかった。ただし、公・侯・伯の子女は王室親属としての血統の権威を認められ、幼い頃から検校戸部尚書、検校尚書左・右僕射、検校三師・三公など三品以上の高位勲職を授けられる特権を享受した<sup>28</sup>。

保寧宮主と楽浪伯王瑛の息子の王禎・王禔は、それぞれ検校尚書右僕射と検校戸部尚書に除授され、後に守司空に昇った<sup>29</sup>。文宗の次女・保寧宮主が楽浪伯王瑛と婚姻した時期は、文宗の長女・積慶宮主の婚姻が行われた一〇八六（宣宗三）年から「楽浪伯」の史料上の初見である一〇九四（獻宗即位）年の間なので、王禎は一〇八〇年代後半～一〇九〇年代初の生まれである可能性が高い。一一一〇（睿宗五）年、彼は二〇歳前後で肅宗〔訳注：高麗第一五代王。在位一〇九五～一一〇五年〕の次女・興寿宮主と婚姻して守司空承化伯になったという<sup>30</sup>。つまり、文宗の外孫であった王禎は、すでに十代で検校尚書右僕射を経て守司空となり、婚姻後、承化伯に冊封されて肅宗の直系家族に編入された。以上より、歴代国王の孫世代は二〇歳前後に司徒・司空を除授され、公式に官僚集団の上位に存在するようになったことが分かる。

公・侯・伯の子女は、官僚制の形式を借りて、三品以上の勲職から一定の段階を踏んで司徒・司空に昇った。しかし、彼らの昇職が年齢・血統という生得的な要件に左右されたこと、一定の年齢になると彼らに司徒・司空を除授しなければならないという社会的合意があったこと、司徒・司空を歴任することが仕官として認識されなかつことなどを考え合わせると、公・侯・伯の子女は官僚制の論理から外れていた。公・侯・伯の子女に限り、司徒・司空が爵位に転換した所以はここにある。

高麗時代に国王の親属として公・侯・伯の爵位や爵位化した官職である司徒・司空を「確保した」人々は諸王と呼ばれた。表面的に彼らは男性で構成されたが、婚姻を通じて女性の地位を代受した存在まで含まれていたため、「間接的に」女性を包括した。事実上、諸王を構成する公・侯・伯や司徒・司空は、王室女性の地位に対する「表象」でもあった。諸王には宗親不仕の原則が厳密に適用された。彼らには歴代国王との親属関係により階層化した法制的地位が付与され、その地位に基づいて彼らは官僚集団の上位に存在した。

司徒・司空の子女には仕官権が回復された。これは、司徒・司空の子女世代からは個人の力量によって互いに異なる地位を持つようになることを意味する。ただし、慣習的な次元では、司徒・司空の子女世代は諸王である父母または祖父母を媒介として国王の家族として認識される余地があった。法制的王室は諸王に限られたが、諸王は国王の親属関係網

<sup>27</sup> 金基徳、前掲書、一二四頁。

<sup>28</sup> 権寧国、前掲論文、九八～一〇〇頁。

<sup>29</sup> 『高麗史』卷九〇・列伝三・宗室・顯宗・平壤公基。

<sup>30</sup> 『高麗史』卷一三・世家一三・睿宗五年二月庚寅。

から特定の範疇を人為的に分離した集団なので、国王が家族としての繋がりを感じる範疇と明確に一致しない可能性があった。司徒・司空の子女は、本格的に仕官して官僚としてのアイデンティティを確立したり官僚家門として分化したりするまでは、諸王家門の一員という社会的地位が優先されたため、王室と官僚の狭間にある曖昧なアイデンティティをもつ可能性が高かった。

唐宋の封爵令によると、中国の封爵制は世襲制と連動していた<sup>31</sup>。唐皇室の場合、封爵の授与・継承の際、最も重要な基準になったのは宗法秩序と血縁上の親疎関係であった。唐では皇子→皇孫→皇曾孫の順で皇帝との血縁関係が疎遠になると、爵位も親王→嗣王・郡公→国公・郡公に下げられ、それ以後の世代では嫡長として承嫡した人物に限って国公・郡公を代々単独継承することが許された。宗法秩序によって規定された帰属地位が、封爵制への編入可能性、爵位の種類を分ける基準であったのである。高麗王室で宗法秩序の痕跡が全く見つけられないこととは対照的である。

唐は女性の地位が比較的に高かった社会として知られている<sup>32</sup>。しかし、唐代においても封爵制に限っては、宗法秩序に基づく世襲制と結合して徹底的に男性を中心に運営された。唐皇室では承嫡した父系の男孫が爵位を単独相続することになっていた<sup>33</sup>。時代の特性から男性と女性の社会的役割が根本的に分離されて女性が男性と同じ体制に入り込めなかつた上に、父系血統の原則が確立して婿や外孫が公的地位を継承することもできなかつたため、女性が封爵に介入しうる余地は皆無であった。

一方、高麗は蔭叙・田丁連立のような公的領域でも子女均分相続の原則が考慮される社会であった<sup>34</sup>。王室封爵でも同様の様相が表れた。高麗では国王の婿と公・侯・伯の婿とがいずれも王室封爵制の影響圏内に存在した。高麗は王女・宗女の配偶者に王子・宗男に劣らない地位を保障することで、実質的に王室女性にも公的地位や特権を相続する効果をも

<sup>31</sup> 封爵令一「諸皇兄弟皇子、爲親王、親王之子承嫡者、爲嗣王、皇太子諸子、並爲郡王、親王之子承恩澤者、亦封郡王、諸子封郡公、其嗣王郡王及特封王、子孫承襲者、降授國公」、『唐六典』卷二・尚書吏部 司封郎中「(前略) 皇兄弟皇子皆封國、謂之親王。親王之子承嫡者、爲嗣王、皇太子諸子、並爲郡王、親王之子承恩澤者、亦封郡王、諸子封郡公、其嗣王郡王及特封王、子孫承襲者、降授國公」(仁井田陞編、前掲書)。唐代の封爵令で確認できる大原則は、宗法秩序に基づく世襲の論理であるが、「親王之子承恩澤者」のように功勞に対する褒賞も追加的な要素として残っていた。血縁・宗族秩序を国家の支配秩序に拡張させた三代の封爵制と、秦始皇帝以降に考案された軍功を中心とした二〇等爵が調整される過程で「承恩澤」という付加的な要素が残ったものと思われる。

<sup>32</sup> Mark Edward Lewis 著、金漢信訳『ハーバード中国史—唐、開かれた世界帝国』(ノモブックス、二〇一七年) 三五五～三七四頁。

<sup>33</sup> 仁井田陞著、ソヨンソク・チェジヘ訳「唐代の封爵と食封制」(『歴史と教育』一〇、歴史と教育学会、二〇一〇年) 三〇四～三〇五頁。

<sup>34</sup> 盧明鎬「高麗時の承蔭血族と貴族層の蔭叙機会」(『金哲俊博士華甲紀念史學論叢』知識産業社、一九八三年)、盧明鎬「高麗時代の土地相続」(『中央史論』六、中央大学校史学研究会、一九八九年) 参照。

たらした。封爵を受ける当事者の血統を考慮した差などはあったが、基本的に王女の配偶者は伯になって王子とともに爵位体系内に存在し、宗女の配偶者は宗男とともに司徒・司空として範疇化された。その結果、王女・宗女の所生の法制的地位も王子・宗男の所生のそれと本質的には変わらなかった。高麗初から女性が王統を継承する一つの軸として認識されたため、王女・宗女の所生と王子・宗男のそれを差別する措置は、当代の人々の観点では受け入れることができなかつたのだろう。王室封爵制の影響圏が王子・宗男の基本家族や王女・宗女の基本家族に対称的に設定された背景には、このような高麗の血統意識があったのである。

封爵に子女均分相続の原則が考慮されたため、結局のところ高麗時代の王室封爵制において重要な変数になったのは婚姻であった。歴代国王の孫・曾孫世代にあたる宗男が王女を媒介として伯以上の爵位体系に参入した事実に、婚姻の影響力が端的に表れている。また、国王と太子の妃父も王室封爵の対象となったことが明らかになっている<sup>35</sup>。国王が「妻父」として「婿」に公的地位を付与できたため、逆に「婿」である国王および太子によって「妻父」である妃父が恩恵を受けることができたのではないかと思われる<sup>36</sup>。

ただし、婚姻を媒介として王室に編入されたのは、王姓をもつ宗男に限られた。周知の通り、高麗時代の王婿はほとんど一〇〇%が王室出身であった<sup>37</sup>。高麗時代における「宗室内婚」の規範は、王室男性の外婚の可能性を閉ざさなかつたが、王女・宗女の婚姻は王室男性との内婚に強く規制することに焦点を当てていたためである。国王や太子の妃父は王室出身であることがむしろ少数であったが、少数の王室出身の妃父に限り、国婚の過程で侯として封爵する措置がともなつた<sup>38</sup>。一般的に王室出身の后妃が国王や太子の正宮になつたので、妃父を王弟・王子と同じ等級である侯に進封することは王后的家門に対する優遇であり、王后を出した「功勲」に対する褒賞として行われたといえる。

先行研究では注目されることがなかつたが、王室出身として王子妃を納妃するか王婿を輩出した男性もまた王室封爵の対象であったと思われる。王子は王女のように「宗室内婚」規範に拘束されなかつたので、官僚が妻父になつたことも多かつた。官僚は王室封爵の対象ではなかつたため、王子が宗女と結婚した場合のみその妻父が封爵の対象になつたので

<sup>35</sup> 金基徳、前掲書、七六～九七頁。

<sup>36</sup> 代表的な親族関連法制である相避制や五服制が親族関係の対称性に基づいて成立したことを考えると（盧明鎬「高麗の五服親と親族関係法制」『韓国史研究』三三、韓国史研究会、一九八一年を参照）、王室封爵制の運営においても同様の原理が適用されたとみるのが妥当である。

<sup>37</sup> 鄭容淑『高麗王室族内婚研究』（セムン社、一九九八年）一三五～一四二頁。元服属期以前に確認できる異姓の王婿は、敬順王と永嘉伯崔溥の二人のみである。敬順王は新羅の正統な国王として高麗宗室に比肩する人物であり、永嘉伯崔溥は崔忠献の息子で崔氏武臣政権の権力が絶頂にあつた時に登場した特異な事例であった点を考慮する必要がある。

<sup>38</sup> 金基徳、前掲書、一二二～一二三頁。

あるが、今まで確認された王子の「宗室内婚」の事例ではすべての妻父がすでに公・侯・伯だったので、司徒・司空以下の宗男が王子の妻父の資格で爵位体系に追加編入された事例が見つけられなかったにすぎない。また、王婿も高麗王室が「正常に」運営されていた時期には、前代の王婿の息子あるいは王弟・王子の息子から選ばれたため、王婿の父が新たに爵位体系に編入されることは稀であった。武臣執権期になって初めて、毅宗〔訳注：高麗第一八代王。在位一一四六～一一七〇年〕・明宗〔訳注：高麗第一九代王。在位一一七〇～一一九七年〕・神宗〔訳注：高麗第二〇代王。在位一一九七～一二〇四年〕兄弟の相次ぐ即位により王女の数が増え、公・侯・伯の息子である司徒・司空の世代から適切な年齢の王婿を充分に確保できない状況が繰り返され、従来は王婿候補になれなかつた司徒・司空の息子世代まで王婿として選ばれた。その余波として、王婿を輩出した功労により司徒・司空が一気に伯の上位である侯爵に初封される現象があらわれたが<sup>39</sup>、これは先行研究でしばしば「理解できない例外の封爵」と評価された<sup>40</sup>。王婿の父を侯に冊封することも、国王一家との近親婚による地位の変化を反映した結果であるため、かかる封爵の原理は国王・太子の妃父に対する封爵と本質的に異なるものではない。

総合すると、高麗は王室封爵制の外皮を唐宋の制度から取り入れたが、宗法秩序や单系血統原則の有無、近親婚俗のような社会慣習の差異により、実行過程において唐宋とは全く異なる方式で制度を運用した。唐の場合、歴代皇帝の実子から派生する単線的系譜をすべて合わせると皇室の全体規模が確認できる。単線的系譜の総合が、そのまま皇室封爵の授与範囲と一致するのである。一方、高麗の王室封爵の授与範囲は図示しがたい。王子や王女から派生する家族が対称的に封爵の授与範囲に入るのみならず、授与範囲内の構成員が「宗室内婚」で別の親属地位を持つようになり、既存の範囲と重なったり変わったりするためである。

---

<sup>39</sup> 仁宗の王女・昌楽宮主の息子にして神宗の婿・河源公王椿の父である桂城侯王汎と、その息子にして熙宗の婿・丹陽伯王楨の父である清化侯王璟は、司徒・司空であったものの自らの息子が王婿に選ばれたことをきっかけとして侯に冊封された事例として理解できる。(『高麗史』卷九〇・列伝三・宗室・平壤公基)。仁宗代以前までの高麗王室では常に王女の数が王子の数より格段に少なく、諸王の範囲内で十分婚姻適齢期の配偶者を選べたため、司徒・司空の子女世代から王婿が出ることはなかった。

<sup>40</sup> 金基徳、前掲書、七七～九七頁。金基徳は宗室伝の初封・進封の事例を総合して封爵制の運営原理を導出した。帰納的研究方法の特性上、事例が確認されないと一般化できないという限界が存在するため、金基徳の研究では、王子の妃父と王婿の父が封爵授与の範囲から抜け落ちてしまったと思われる。王子妃や王婿を出す前にすでに国王の近親として公・侯・伯の爵位を保有していた王室の人物にとっては、国王の直系家族との婚姻が彼の地位を決定的に変化させるきっかけにはならないので、研究者たちが表面的な現象のみをみて考える際に婚姻の影響力を見過ごすことになりやすいのである。

### III 法制的王室の親族構造と可変的親属関係網

王室封爵制の成立によって高麗の法制的王室が初めて画定された。諸王と総称される封爵者の範疇が、そのまま王位継承権が及ぶ範疇と一致するようになったのである。[図2]は現王(「ego」)を中心として拡散する親属関係網内における王室封爵制の適用範囲を示したものである。これは法制的王室の親族構造を明らかにするための試みである。[図2]を作成する際、高麗時代の王室封爵(初封)授与の原則に関する先学の通説をそのまま適用して対象を抽出したが、爵位は終身的な性格を持つため、現王以前から王室に所属した人物が生存している間、王室に累積する事実を考慮し、現王の祖父代まで視野を広げてその全体規模を見通した<sup>41</sup>。一般的に前前王・前王の子女および孫子女は現王代まで生存する可能性があり、官爵を追奪されない限りは諸王という法制的地位を保持する<sup>42</sup>。ただし、前前王の王子が前王の王弟になった後、現王の叔父になるように、世代交替により王室内の尊属に変貌していく。

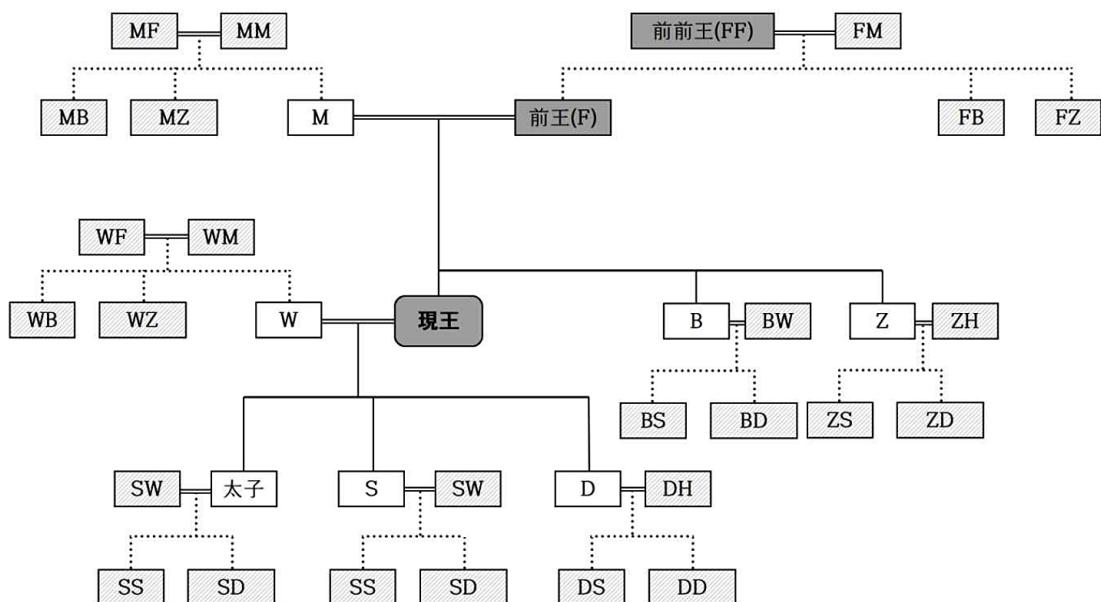
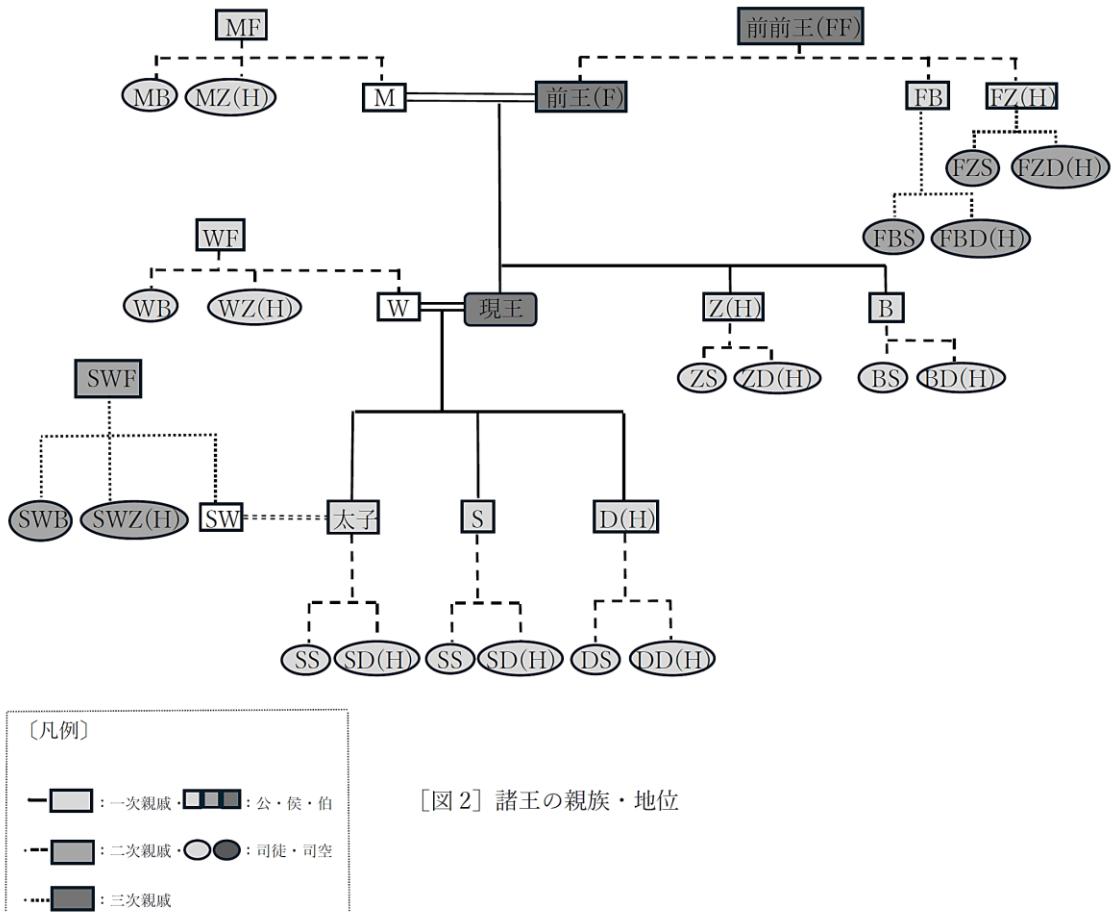
[図2]では、親族組織内の諸王たちの地位を一目で分かるように図示するため、親族人類学で一般的に使われている略語を活用した。Fは父(Father)、Mは母(Mother)、Bは兄弟(Brother)、Zは姉妹(Sister)、Sは息子(Son)、Dは娘(Daughter)、Hは夫(Husband)、Wは妻(Wife)を意味する。彼らから派生する家族は略語の組み合わせで表した<sup>43</sup>。例えば、祖父はFF、外祖父はMF、父の兄弟が産んだ子女(従兄弟)はFBS・FBDのように表記する。ただし、婿や孫娘の夫のように王室女性との婚姻によって封爵制の範囲に入った男性は、王室女性に相続されるべき公的地位を代受した存在であるため、配偶者である王室女性が入る場所に配置した。現王の婿や孫娘の夫はDH、SDH・DDHであるが、D(H)、SD(H)・DD(H)と表示し、高麗の王室封爵制が実行される特殊な公的領域の中で現王の娘・孫娘に比肩することを表した。歴代国王・王後の姉妹を媒介として王室に編入された男性たち(ZH、FZH、MZH、WZH)にも同一原則を適用した。王室封爵においても男女均分相続を考慮した高麗王室の特徴的な現象を[図2]を通じて示す必要があつ

<sup>41</sup> II章で王室出身の太子妃父のみならず、王子妃父・王婿父も封爵の対象であるということを究明して通説の限界を補完したのであるが、[図2]は通説に基づいて作成したことを断つておく。王子妃父・王婿父や彼らの基本家族を省略した理由については後述する。

<sup>42</sup> 前前前王の孫世代が現王代まで生存することもありうる。文宗の孫である王溫は、文宗の曾孫世代である仁宗代まで生存した。ただし、前前前王の孫世代を司徒・司空に除授する措置は、前王または前前王代にすでに完了した状態であり、彼らが王婿または太子妃父にならない限り司徒・司空より上位の地位に進む可能性はないため、彼らは累積した王室の一員として存在するにすぎず現王の王室において大した考慮対象にはならない。

<sup>43</sup> パクチヨンソク『外四寸の姉と婚姻する人々』(民俗苑(初版2刷)、二〇一〇年)一二頁。George Peter Murdock著・趙承衍訳『社会構造』(書景文化社、二〇〇四年)六頁を参照。

たため、かかる変則を適用して婿の親属地位を図式化した旨を改めて強調しておくものである。



〔図2〕を通じて諸王になった王室構成員と現王との親属関係、寸数〔訳注：親等数のこと〕で表象される血縁の距離を総合的に確認することができる。「ego」である現王と諸王との親属関係を分析する際、最も有用性のある概念は、一次親戚・二次親戚・三次親戚である。親族人類学では、基本家族を「ego」が生まれて養育された方位家族（定位家族）と「ego」の婚姻でつくられる生殖家族に区分し、この集団の構成員たちを「ego」の一次親戚と命名する。つまり、「ego」と父母・兄弟姉妹で構成された基本家族が方位家族、「ego」夫婦およびその子女で構成された基本家族が生殖家族であり、この二つの家族を合わせた範疇が一次家族になる。二次親戚は、一次親戚たちの一次親戚、則ち一次親戚に当たる個別人物たちの方位家族・生殖家族をすべて網羅した親属範囲を指し、三次親戚は二次親戚の一次親戚までをすべて網羅して拡張した範囲を指す<sup>44</sup>。簡単に説明すると、前述の略語を単独で書く場合は一次親戚、二つの結合語で書く場合は二次親戚、三つの結合語で書く場合は三次親戚と考えればよい。FBは父の兄弟で二次親戚、FBSは父の兄弟の息子で三次親戚に当たる。

一次親戚・二次親戚・三次親戚という人類学の概念を導入することで諸王の親族構造を確認することができる根本的要因は、〔図1〕のように高麗王室の初封単位が国王の基本家族とその姻戚を基本骨格としていたことにある。高麗の王室封爵制は、歴代国王の基本家族および妃父・王婿のような姻戚を公・侯・伯に封爵し、公・侯・伯から派生した親属にそれより下位の司徒・司空を除授する体系であった。先祖を基準として嫡長の家系か傍系かを判別して王室の階層を決定する宗法秩序、またはそれに類似した観念的な家族秩序が高麗の王室内で成立していなかったため、諸王の親族構造については一次親戚・二次親戚・三次親戚のような直観的な関係網を対象とした分析が効果的である。ただし、一次親戚・二次親戚・三次親戚という概念は、現王の王室で各諸王が占める親属地位を表すにすぎず、次数がそのまま諸王の階序と一致するわけではないという事実には留意する必要がある。

高麗の諸王制を検討した先行研究も、王室封爵を構造的に分析するための概念語を考案している。金基徳は歴代国王の子女を主な対象とする公・侯・伯を王室の一次的構成、公・侯・伯を媒介として王室に帰属された司徒・司空を王室の二次的構成、司徒・司空の世代以降を王室の三次的構成と命名した<sup>45</sup>。国王の子女・孫世代の誕生に合わせて公・侯・伯から司徒・司空が派生し、その次世代は王室から排除されて仕官の対象となることを効果的に反映した概念であった。しかしながら、これに依拠した場合、累積した王室構成員と現王との親属関係網が一覧しにくいため、上記の概念を王室封爵の全体規模を把握する作業に活用するには限界があった。

<sup>44</sup> George Peter Murdock、前掲書、一三二～一三四頁。

<sup>45</sup> 金基徳「高麗時期王室の構成と近親婚」（『国史館論叢』四九、国史編纂委員会、一九九三年）六～七頁。金基徳、前掲書、二三三～二三六頁。

盧明鎬は、高麗時代における親族関連法制の基本構造を「総系的三世代」と定義し、その延長線上で諸王制を検討した。父辺・母辺・妻辺の各親属関係網のなかで「私（ego）」を中心として上下に分布する三世代の構成員が、高麗時代において法的権利および義務を共有し相続することができた範疇であったことを浮き彫りにし、諸王制の基本枠も「総系的三世代」に相関すると主張した<sup>46</sup>。「総系的三世代」理論は、封爵の終身的属性を考慮した上で王室の実在規模を把握しなければならないという問題意識から出発した点、国王の公認された家族範囲がすなわち王室であるという基本的事実に基づいて高麗の普遍的な親族構造と諸王制との相関性を立証しようとした点で示唆に富む。ただし、父辺・母辺・妻辺の位相を等しいものと捉えたこの理論をそのまま王室にも適用できるかについては再考の余地がある。顯宗以後、王位の父系継承の原則が実現したため、王室においては父辺と母辺・妻辺の位相が同等ではなかった。

したがって、本稿では、王室内の公・侯・伯と司徒・司空とが派生的関係にあるという点、歴代国王を基準点として拡散した親属関係網のなかで一定の距離にある人物たちは王室構成員として公認された地位を終身保持しながら累積するという点を総合的に考慮して、人類学で汎用される概念語を導入した。韓国の伝統的な寸数制度もまた親属関係の把握には役に立つが、四寸・六寸などの用語は現代社会において水平的な兄弟関係にのみ使われていて誤解を招く可能性があるため、意図的に排除して一次親戚・二次親戚・三次親戚という概念を活用して歴代国王を起点として派生した親属関係網を総括したのである。

結論から言えば、高麗時代の諸王すなわち法制的に画定された王室は、おおよそ現王の二次親戚で構成された。[図2]と[図3]を比較してみると、王室封爵の場合、二次親戚がその基本骨格をなすが、例外的に一部の三次親戚が加えられてその授与範囲が決定されたことが分かる。三次親戚が加えられるケースは、大きく分けて二つある。まず、現王の外叔父（MB）あるいは姨母夫（MZ（H））は司徒・司空に除授される一方、叔父（FB）あるいは姑母夫（FZ（H））は前王の王子・婿の資格で公・侯・伯に冊封されるため、自ずと現王の父辺の従兄弟たち（FBS・FBD・FZS・FZD）は三次親戚であるにもかかわらず司徒・司空に任命されて諸王に含まれる。次に、現王の子女世代の婚姻により派生した姻戚が加えられる。先行研究では宗男出身の（太子）妃父も侯に封爵されるのが高麗の王室封爵の原則の一つであると力説された。しかし、[図2]をみると、婚姻に付随する封爵は（太子）妃父本人のみを対象としたものではなかったことが分かる。（太子）妃父が侯に封爵されることで、（太子）妃の兄弟や妹婿たちも司徒・司空になれる資格を持つようになる。結局、納妃をきっかけとして、（太子）妃の基本家族（方位家族）は諸王の範疇に集団として編入されたのである。

<sup>46</sup> 盧明鎬「The Makeup of Koryo Aristocratic Families: Bilateral Kindred」、Korean Studies、Vol.4 1、2017、pp.173～199。

〔図2〕で諸王になりうる親属範囲の網羅を試みたが、これはあくまでも通説で明らかになった封爵の原則に基づいた図式に過ぎず、国王と諸王との実質的な親属関係を完全に示すことはできない。前述の通り、高麗王室には婚姻という変数が存在した。高麗時代には、歴代国王との血縁関係が遠くなり王室から除外される予定であった人が、婚姻をきっかけとして国王との関係が再調整されて再び諸王に含まれることがありえた。特に、納妃をきっかけに追加の王室封爵が行われる場合、国王と縁を結んだ（太子）妃父のみならず、（太子）妃の基本家族の構成員が諸王に集団編入されたため、〔図3〕の図式のうち一部が線単位ではなく面単位で変動することが見られる。その代表として江陵侯王温の事例が挙げられる。

江陵侯王温は、文宗の王子である朝鮮公王燾の三男である。彼の活動は肅宗代になって初めて確認できる。肅宗在位期に十代になった朝鮮公王燾の長男・王滋や次男・王源が、それぞれ検校太保上柱国、検校司空柱国に昇った時、王温は三男という序列や相対的に幼かったために検校工部尚書柱国を初めて除授された<sup>47</sup>。以後、兄王源は二八歳で肅宗の婿になって広平伯に冊封され<sup>48</sup>、一一四三（仁宗二一）年閏四月以前には広平侯に進封された一方で、貴族家門と通婚した王温は単に司徒として王室の下位に存在していた<sup>49</sup>。

仁宗〔訳注：高麗第一七代王。在位一一二二～一一六年〕在位期において王温は、仁宗の三次親戚の範囲からも外れた王室の疏属であった。王温を司徒とする処置は、彼の叔父であった肅宗あるいは従兄弟であった睿宗の治世にすでに完了しており、仁宗には王温の王室内での地位に対するいかなる義務も残っていなかった。仁宗にとって王温は、先代から累積した王室構成員の一人に過ぎなかつた。

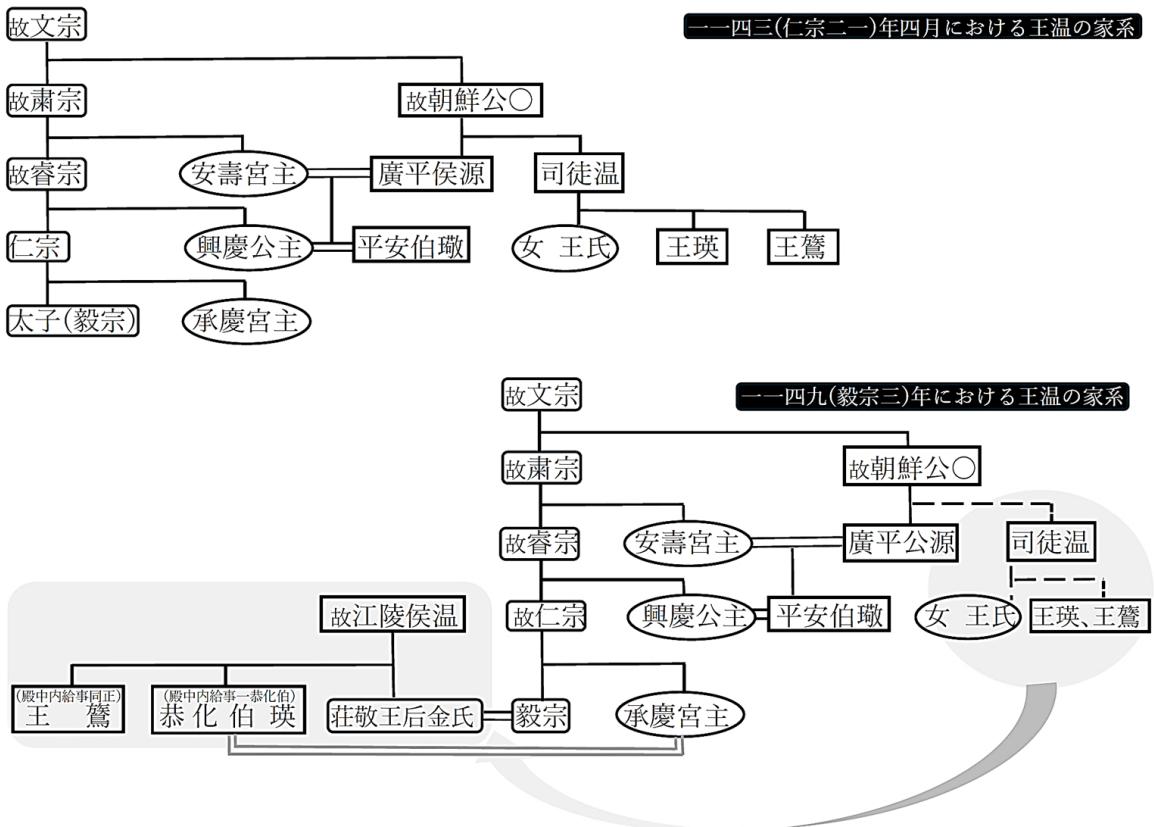
王温と仁宗との関係は、一一四三（仁宗二一）年に王温の長女が仁宗の太子妃として納妃された後に再調整された。数十年間も司徒として生きてきた王温は、仁宗の姻戚になつたことでようやく侯に初封されて爵位体系に進入した。太子妃の冊封から二ヶ月が経つた

<sup>47</sup> 『高麗史』卷九〇・列伝三・宗室・文宗・朝鮮公王燾。「高麗國廣平公廟誌」の卒年を通じて王源が一〇八四（宣宗一）年生まれであることが確認できる。（金龍善『訳注高麗墓誌銘集成 上』翰林大学校出版部（改正三版）、二〇二一年、三三三～三三四頁「王源墓誌銘」参照）。これから王滋・王温の大まかな年齢の推定も可能である。

<sup>48</sup> 『高麗史』卷一三・世家一三・睿宗六年三月丙寅。

<sup>49</sup> 『高麗史』卷一七・世家一七・仁宗二一年閏四月丁未「太子妃詔書禮物、遂召廣平侯源、司徒温、平章事任元鼓、曲宴于密殿」。王温は、金沽の娘を配偶者に迎えている。金沽は代々高官を歴任した有力な貴族家門出身であつただけではなく、睿宗の淑妃である長信宮主の外叔父にして睿宗の姨母夫であり、王室の外戚でもあった。しかし、この婚姻によって王温の王室内の地位が変わることはなかった（申守楨「姉妹で王妃になった莊敬王后金氏・光靖太后金氏・宣靖太后金氏」（『史学研究』一三一、韓国史学会、二〇一八年）一〇四～一〇五頁。中年になったにもかかわらず王温の地位は司徒にとどまっており、彼の子女世代からは王室から排除される立場であったのである）。

時点で、仁宗は王温とその兄の王源を同時に進封させてそれぞれ江陵侯と広平公にした<sup>50</sup>。



〔図4〕江陵侯王温の家族の位相変化

先に〔図1〕に基づいて高麗時代の王室封爵（初封）授与の原則に関する通説を紹介したが、先行研究において国王や太子の妃父が侯に初封されるという原則が見出されたのは、江陵侯王温の存在があつてのことである。高麗王室が健在であった時期に司徒・司空から一気に侯への破格の封爵が行われた江陵侯王温の事例があったため、王后父・太子妃父に対して王子に準ずる待遇があったという帰納的結論が導出されたのである。

II章で新たに指摘した通り、王室出身の王子妃父と王婿父もまた国王の姻戚という側面で王室出身の王后父・太子妃父に準ずる親属地位を持っていましたにもかかわらず、先行研究で彼らに対する封爵（初封）の原則を導出することができなかったのは、武臣執権期以前に司徒・司空として王子妃父や王婿父になった事例が確認できないからである。これは〔図2〕で敢えて「通説」に基づいて諸王の親属地位を示した理由と関係する。

<sup>50</sup> 『高麗史』卷一七・世家一七・仁宗二一年六月壬子。王室封爵制が確立した後、司徒・司空の娘として太子妃（王后）に選ばれた最初の人物が毅宗妃・莊敬王后金氏である。仁宗が比較的血縁距離が遠かった司徒王温の娘を太子妃にするほかなかった理由については、申守楨、前掲論文、一一一～一一四頁に詳しく述べている。

概して歴代国王の王子妃父や王婿父は、公・侯・伯の中から輩出された。高麗王室は太子の初婚の相手や王女の配偶者を王室出身に制限する代わりに、王子たちは官僚家門と活発に通婚させて王室と官僚集団との連帯を強化した。敢えて司徒・司空の娘を王子妃にし、それに伴う破格の封爵で王室の現秩序を乱すよりは、人望の厚い官僚を姻戚にした方が国王の政治的な利害に合致したのである。

王婿も既存の公・侯・伯の息子または王子たちの中で十分候補者を探せる状況であったため、司徒・司空の子女世代まで候補群を広げる必要がなかった。武臣執権期にいたって司徒・司空の子女世代から王婿が継続して輩出されたのは、頻繁な国王の廃位・交替によって多数の王女たちが累積するようになった事態に起因したものである。したがって、武臣執権期以前の一般的な状況において、王子妃父や王婿父はすでに歴代国王の王子または王婿の資格で侯・伯に「初封された」状態であり、国王一家と子女との通婚をきっかけとして上位の爵位に「進封される」だけであった。

注目すべきは、仁宗の太子妃冊封の後、王室内で急激な地位の変化を経験したのが江陵侯王温に限られなかった事実である。江陵侯王温には、王瑛・王驁の二人の息子がいた。司徒・司空の子女世代であった彼らは、婚姻という変数がなかつたら王室から排除されて仕官権を完全に回復する予定であった。次の史料は、仕官を準備していた司徒・司空の息子が王室に編入されることでいかなる混乱を経験したかをよく表している。

瑛、字は玄虛。性、沈静にして慾寡く、志、学に篤し。毅宗初、殿中内給事と為り、赴試せんことを請ふ。王、その志を嘉す。然れども侯王の子たるを以って、貢士に下從するは、例に非ざれば允さず。仁宗の女・承慶宮主に尚し、恭化伯に封す。恩顧甚だ渥し。(瑛、字玄虛。性沈靜寡慾、篤志于學。毅宗初、爲殿中内給事、請赴試、王嘉其志、然以侯王之子、下從貢士、非例不允。尚仁宗女承慶宮主、封恭化伯。恩顧甚渥。)

51

王温が江陵侯に封爵されたため、その息子の王瑛には司徒・司空に昇ることができる資格が付与された。上記史料によると、学問に精進して官僚としての人生を準備していた王瑛にとって、これは喜ばしくない、あるいは全く予期せぬ状況であったらしい。王瑛は毅宗に科挙応試を許してほしいと願い出た。司徒・司空に除授されて諸王になれる機会を放棄し、官僚集団に残ることを望んだのである。

歴代の公・侯・伯の子女のうち、科挙応試および仕官を望んだ人物は王瑛のみである。王瑛は高麗王室封爵制の定型が確立した後、司徒・司空の子女世代にもかかわらず王室へ

---

<sup>51</sup> 『高麗史』卷九〇・列伝三・宗室・文宗・朝鮮公燾。

編入された最初の人物であった。一七歳まで彼は、司徒王溫の息子に過ぎなかった<sup>52</sup>。仁宗以前の歴代高麗国王や太子の王室出身の后妃は、王女または公・侯・伯の娘の中から選ばれたため、納妃をきっかけとして新しい諸王が追加されたケースはなかった。したがって、現王の毅宗の妹婿身分になったとしても、王瑛自らが諸王としてのアイデンティティを持つまでは長い年月がかかったのである。

司徒・司空の子女世代から司徒・司空世代へと格上げされた最初の事例であった点を利用して、王瑛が科挙応試を試みた可能性も見過ごせない。毅宗が即位した後にも、王瑛は殿中内給事という官職を保持していた。殿中内給事は、王瑛が司徒・司空の子女として授けられた蔭職であったと思われる。王瑛の弟である王鷺が殿中内給事同正であったことは<sup>53</sup>、この推定を裏付ける<sup>54</sup>。

たとえ王室構成員に限り爵位に転換されたとはいっても、司徒・司空は職制上で正一品に当たる官職であった。司徒・司空の子女世代に蔭叙の恩恵が授けられたのは当然のことであった。これに関しては、一〇九五（肅宗即位）年以後、祖宗の苗裔として無職である者たちの入仕を国王がたびたび許した事例も参照できる<sup>55</sup>。これらの事例は、高麗時代に王室の子孫のほとんどが有職状態であり、彼らが官僚集団に残り続けられるように高麗が特別な制度的支援をしていたことを示す。王室の譜牒を管理したり国王の衣食に関する業務を司る殿中監は<sup>56</sup>、諸王家門の構成員である司徒・司空の子女世代が所属するに最も相応しい官府であった。

一般に公・侯・伯の子女世代は、三品以上の検校職から始めて二〇歳前後の年齢で司徒・司空に昇った。公・侯・伯の子女世代より下位に位置して今後は官僚として分化していく司徒・司空の子女世代が、彼らとは異なる性格の官職を初職として授けられることは当然

<sup>52</sup> 『高麗史』宗室伝に載せる王瑛の死没年度や享年に基づき、彼が一一二六（仁宗四）年生まれであることが分かる（『高麗史』卷九〇・列伝三・宗室・文宗・朝鮮公燾「瑛、字玄虛（中略）明宗即位、進爲侯、晚年酷好浮圖法、十六年卒、年六十一、謚定懿」。王瑛は姉の莊敬王后が太子妃として納妃された一一四三（仁宗二一）年に一七歳、毅宗即位年である一一四六（仁宗二四）年に二一歳になった）。

<sup>53</sup> 『高麗史』卷九〇・列伝三・宗室・文宗・朝鮮公燾・附江陵侯溫「溫（中略）子瑛鷺、瑛字玄虛（中略）鷺殿中内給事同正」。

<sup>54</sup> 朴龍雲によると、高麗時代の初蔭職はおおよそ品官と吏属の同正職であったが、品官の実職もしばしば確認できるという。一方、高麗では祖宗苗裔に対する蔭叙も施行されたが、一人の托蔭子の多数の子孫に蔭職が許されたことから一般の蔭叙とは区別された。一般の蔭叙の場合、一人一子に限り蔭叙の機会が許されたが、宗苗裔には王室の子孫という理由で一人多子の特例が適用された（朴龍雲『高麗社會と門閥貴族家門』景仁文化社、二〇〇三年、二〇～二二頁）。祖宗苗裔の中、歴代国王との血縁関係が最も近かった司徒・司空の子女世代には当然それ以上の特例が適用されただろう。

<sup>55</sup> 『高麗史』卷七五・志二九・選舉三・銓注「凡敍祖宗苗裔」。

<sup>56</sup> 朴龍雲『『高麗史』百官志譯註』（新書院、二〇〇九年）二七七～二七九頁は、高麗の殿中監が唐の宗正寺と殿中省が担当した業務を合わせて掌ったものと推定している。

のようにみえる。問題となるのは、侯の息子に身分が転換した後でも、王瑛は殿中内給事、王鷺は殿中内給事同正に留まっていたということである。一一四三（仁宗二一）年、太子妃の納妃の直後、司徒王温には太子妃父に対する礼遇として封爵が行われたが、本来諸王ではなかった王瑛・王鷺に対する礼遇は、未だ朝廷で議論されていなかったようである。それまで王瑛・王鷺のような前例が存在しなかったためである。毅宗の即位後、二十代初になっていた王瑛は、司徒・司空が除授されなかつたので、未だ自分が殿中内給事として仕官している点を利用して科挙応試を要請したと解釈できる。

注目すべきは、毅宗が王瑛の要請を一蹴し、却って彼を仁宗の婿として公・侯・伯の爵位体系に編入したという事実である。当時、毅宗は侯王の息子が科挙に応試するには例に合わないという論理を展開した。王温が江陵侯に冊封されたので、その息子である王瑛が今後、司徒・司空の地位に昇り諸王に編入されるのは定められた手順であるというのが、毅宗の論理であったと思われる。婚姻をきっかけとして現王との親属関係が調整された以上、新たに付与された親属地位は王室の人物個人に強い拘束力を発揮したことが確認できる。

総合すると高麗王室は、封爵の対象になる親属範囲と封爵の継承問題等を規定した唐宋封爵令を決して受容することができない構造であった。その根本的原因は、「宗室内婚」という変数から見出すべきである。従兄弟だった諸王が舅になったり、あるいは姉妹の夫や娘の婿になったりする可能性があるシステムの中、唐宋封爵令のごとく王子・王弟・王孫等を一々言及しながら各親属に相応しい爵位を並べることは、無意味にならざるをえなかつた。

高麗時代に王室封爵制に関する法規が制定されたのであれば、その形式や内容は唐宋封爵令とは相当異なっていたはずである。李齊賢の宗室伝序に述べられた「親」「尊」「疎」「幼」がその痕跡だった可能性もある。宗室伝序では「親且尊」を公に、その次を侯に冊封したと伝えるが、則ち公・侯ともに現王を基準として「親且尊」な存在であり、階序はその程度の差に過ぎなかつたと解釈できる。実際、侯に初封できる人々の親属地位を考えてみると、「親且尊」という基準はかなり大きな意味をもつ。高麗時代に侯に初封されたのは、王子出身だけではなかつた。宗男が国王家族の姻戚として高い親属地位を持つようになると侯に封爵される可能性があった。しかし、「疎」「幼」は、意味が明確でないだけでなく、高麗前・中期における王室の封爵の実例とも整合しない。李齊賢の時代に王室封爵制の定型が守られなかつた上<sup>57</sup>、モンゴルの外圧で「宗室内婚」の伝統も否定されたため、宗室伝序の記録に不正確な叙述またはモンゴル服属期の慣行と錯綜した叙述が残されたと思われる<sup>58</sup>。

<sup>57</sup> 対蒙抗争期を経て「非正常封爵」が現れ、封爵が相続される様相まで確認できる。

<sup>58</sup> 黄香周「元服属期高麗王室編制の再定立—同姓不婚原則の流入と封爵制瓦解過程を中心に」（『韓国文

## IV 結論

以上、本稿では、高麗封爵制の運営原理と法制的王室である諸王の親族構造を分析してきた。中国の封爵制を導入し、公・侯・伯、司徒・司空という階層化した王室封爵制を定立する過程で、高麗の法制的王室の外縁と階層が画定された。しかし、高麗が参照した中国の制度では体系的な封爵令が成立して包括された一方で、高麗では封爵制の運営原理に関する法規が見いだせない。封爵制を経験していた李齊賢が、高麗では「親」「尊」「疎」「幼」という曖昧な基準に基づいて封爵が行われたという記録を残したことから、そもそも唐宋の封爵令のような体系的な法規が果たして高麗当代に存在していたのかという疑問すら抱かせる。

先行研究では、帰納的方法によって高麗王室の初封単位が国王の基本家族および王室出身の妃父たちをその中心に置いていたことを明らかにした。また、唐宋とは違って爵位世襲の原則が否定され、王室の公・侯・伯の息子や婿には司徒・司空という高麗特有の「爵位」が適用された点も主張された。本稿は、かかる通説を検討する過程で、王室の初封単位は王后（妃）父・太子妃父に限るものではなく、王子妃父・王婿父のような国王のすべての姻戚にまで拡張できると指摘するとともに、公・侯・伯の子女世代が諸王の地位の獲得する過程、彼らに授与される司徒・司空という地位の性格を分析した。高麗で官職と爵位の境界にある司徒・司空という曖昧な地位を通じて、公・侯・伯から派生する王室構成員を編制するようになった根本的理由を宗法秩序および单系血統原則の有無、近親婚俗のような社会慣習の差異に見出し、高麗王室が根ざしていた社会文化的基盤が王室封爵制の運営原理に及ぼした影響を具体的に示した。

本稿は、王室の封爵（初封）授与の原則に関する通説に基づき、高麗前・中期に現王を基準として最大でいかなる範疇の親属までが同時期の法制的王室の一員として存在できたのかを図式化した。これは、法制的王室の親族構造を明らかにするための作業であった。その結果、高麗王室の親族構造は人類学の一次親戚・二次親戚と最も類似しており、このような構造の下では宗法秩序と皇室の階序的秩序とを連動させた中国の封爵令が意味をなさないという事実を確認した。さらに、后妃や王婿を輩出した姻戚の基本家族単位が一次親戚・二次親戚の図式内で複数の地位を占める様相を提示し、これらの家族の変動した地位に対する国王の認識を確認することで建国以来の「宗室内婚」の規範が高麗の王室封爵制においていかに重要な変数となっていたかについても確認した。

王室は王朝社会の最上位の政治集団であると同時に国王の公認された家族でもあるという二重的属性に着目し、王室を規定する各種制度と高麗の社会文化的特性との相互関係

---

化』一〇一、ソウル大学校奎章閣韓国学研究院、二〇二三年）一三三～一三六頁。

を探った点が本稿の研究史的意義といえるだろう。特に東アジアに広く受容された中国の封爵制が、高麗特有の公・侯・伯、司徒・司空の体系に帰結した後、中国とは全く異なる原理に従って運営されていたことを確認することで、高麗社会の性格も浮き彫りにすることができた。今後、高麗のように唐宋の制度を受容しながらも独自に再解釈した他の東アジア国家の体制についてもこのような研究方法に基づいて考察して一国史を越えた比較史的考察を加えれば、歴史学界により有意義な見解を提出することができると思う。これについてでは、次稿を期したい。

\* 本論文は、筆者の博士学位論文第二章第二節を修正・補完したものである。

原載：『中央公論』58号、中央大学校中央史学研究所、2023年。

翻訳：高大成

校閲：橋本繁

\* 本文中の〔訳注〕は校閲者による